

建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた 対応に関する業界の意見について

令和 3 年 11 月 1 日
労働基準局安全衛生部

対象団体

今回の検討に当たり、一人親方が多く働いている建設業関連の主要4団体と、検討対象となる有害物を製造し、又は取り扱う化学工業を代表する団体の意見をとりとまとめた。

(建設業関係団体)

- ・ 建設労務安全研究会（労研）

※ 建設労務安全研究会（略称：労研）は、建設業界の労務安全衛生管理及び専門工事業者の指導・育成等、関連する諸問題の調査・研究を行い、関係省庁及び関連団体との連携をはかり、建設業の資質の向上・改善を目的とし活動する建設会社等をメンバーとする団体

- ・ (一般社団法人) 日本建設業連合会（日建連）
- ・ (一般社団法人) 全国建設業協会（全建）
- ・ (一般社団法人) 住宅生産団体連合会（住団連）

(製造業関係団体)

- ・ (一般社団法人) 日本化学工業協会（日化協）

※ 括弧内は本資料における略称

意見内容（検討対象とする法令の範囲）

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（検討対象とする法令の範囲について）

<意見>

- 建設事業者に対して自ら雇用する労働者以外の者に対する措置義務を負わせるための法令改正は、建設事業者の責任範囲を大幅に拡大させるとともに、建設現場における安全衛生管理に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、より時間をかけた丁寧な検討が必要不可欠である。【日建連・全建・労研】
- 検討対象とする法令の範囲については、建設現場の実情を十分に踏まえた上で慎重に決定していくべきであり、建設事業者に重大な責任を負わせる法令改正を拙速に一括して行うことには反対である。【日建連・全建・労研】
- 最高裁判決を踏まえた対応策については、判決で指摘された範囲内に限定することを基本とすべきであり、判決の趣旨を斟酌して徒に検討範囲を拡大させるべきではない。【日建連・全建・労研】
- 最高裁判決は、物の危険性や場所の危険性に関する「表示」又は「掲示」については「労働者以外の者も保護する趣旨」である旨を判示したものであり、「表示」又は「掲示」以外の事項については見直しの必要性自体について十分に検討する必要がある。【日建連・全建・労研】
- 対象となる物質によって人体への影響、作業内容、場所など異なるため一律に規定する事は難しい。個々に丁寧な対応が必要であり、短期間で行う内容ではない。まずは石綿対して検討し、その後、そのノウハウを用いて他の物質に対して検討したらどうか。【住団連】
- リスクアセスメントが義務化されているものだけに限定したらどうか。【住団連】

意見内容（保護対象者の範囲）

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（保護対象者の範囲について）

<意見>

- 建設現場では、一人親方だけではなく他社の事業主等本来であれば事業者としての措置義務を負う者も混在して稼働しているため、保護対象者の範囲については予め明確に定めておく必要がある。【日建連・全建・労研】
- 建設現場では警備や測量等建設事業以外の作業に従事する労働者が数多く就労している。それら労働者については雇用主である警備会社や測量会社が基本的な措置義務を負うことになるが、有害業務を行っていることを理由として雇用主以外の建設事業者に対しても措置義務を負わせることとする場合には、それぞれが責任を負う範囲を明確に整理しておく必要がある。その際には、雇用主ではない建設事業者の責任範囲は必要最小限にとどめることを基本とすべきである。【日建連・全建・労研】
- 運送事業者に雇用される労働者又は事業主自らが建設資材等の搬入・搬出作業を行うため一時的に建設現場内に立ち入ることは日常的に行われている。運送業務に従事する者など、場所的又は時間的に限定された状況下で建設現場に出入りする者については、有害な作業が行われている場所に立ち入る可能性の有無等作業実態を十分に踏まえた上で検討していく必要がある。【日建連・全建・労研】
- 一人親方を安全衛生法令の保護対象に位置付ける方向で検討が進められているが、一人親方の定義が曖昧なまま検討を進めるべきではない。本来一人親方は個人事業主であり、請け負った仕事に対し自らの責任で完成させることができる技術力と責任感を有し、現場作業に従事する個人事業主であるべきである。個人事業主等（一人親方含む）も安全衛生法令の措置義務者になり得ると考えるべきである。【全建】

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（保護対象者の範囲について）

<現場の実態>

- 化学工業において、定期修理等では、規模の大小に関わらず一人親方も業務を行っているが、一人親方も統括管理体制の下に入っている。【日化協】

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（措置義務者について）

<意見>

- 厚生労働省が第140回労働政策審議会安全衛生分科会に提示した資料2の中の「最高裁判決を踏まえた対応（イメージ図）」に記載されている「下請指導、協議組織設置・運営、作業間の連絡調整、作業場所の巡視等」は、特定元方事業者に措置義務を課した安衛法第30条に規定されている事項である。元請の統括管理責任が関係請負人の労働者以外の者にまで及ぶということになれば、最高裁判決の趣旨を逸脱した過剰な対応になりかねないものと危惧している。【日建連・全建・労研】
- 安衛法上の措置義務者については、労働者を使用する事業者が負うとする条文だけではなく、最高裁判決が指摘した第57条のように事業者以外を措置義務者としている条文も少なくない。そのため、自らが雇用する労働者以外の者を保護対象とする措置義務者を定める際には、措置義務の具体的内容と照らし合わせて条文ごとに個別に検討していく必要がある。当初から有害業務を行う建設事業者にすべての措置義務を負わせるという前提で検討を行うべきではない。【日建連・全建・労研】
- 建設現場内の同一場所で有害業務を行う建設事業者は複数存在するのが一般的である（1次下請と2次下請、複数の2次下請など）。措置義務者を同一場所で有害業務を行っているという要件のみで定めた場合には、複数の措置義務者が併存し責任の所在が曖昧になる懸念が生じる。また、有害業務を行う建設事業者のうち直接請負契約を締結している相手方等に限定した場合には、注文者責任を負う者を最先次の元請以外にも拡大する結果を招くことになる。いずれにしてもどのような要件に該当する建設事業者が措置義務を負うのか予め明確に定めておく必要がある。【日建連・全建・労研】

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（措置義務者について）

<現場の実態>

- 工事毎に、作業を行うメンバーを確定させている。A社（1次下請）が主体となり事前に危険予知シートを作り、作業内容、保護具などKYを実施して作業にかかる。【日化協】
- プラントに入る前に、S社（元方事業者）が主体となり、全員にプラント教育をしている（送り出し教育という。）。併せてA社も全員に対して安全教育を実施している。【日化協】
- 電気、土建、機械などが工事をそれぞれに発注するが、それらをまとめて統括体制を組む。プラントの中では統括体制は1本である。【日化協】
- S社（元方事業者）は、化学プラントにおける（有害物質の漏洩などのリスクのある）危険箇所は、関係者以外立ち入り禁止にし、弁当の配達、郵便などの業者に対し、動線を管理し、危険な作業現場を通らせず、見学者は、基本的に安全なところしか入れない。【日化協】

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（保護措置の内容等について）

<意見>

- 石綿等の有害物による健康障害の危険がある作業場所で就労する者を対象とする保護措置（表示又は掲示）に限定して検討すべきであり、最高裁判決の対象となっていない範疇にまで踏み込むべきではない。【日建連・全建・労研】
- 保護措置の対象を自らが雇用する労働者以外の者にまで拡大させた上で罰則をもって事業者に行方を強制するという事になれば、建設業界に与える影響は甚大であり、罰則を適用する必要性については十分に検討すべきである。【日建連・全建・労研】
- 行政指導により事業者に対し自主的な取組みを促すことも有効な施策となり得るはずである。実際に建設現場では一人親方等も対象とした安全指導が元請の自主的な判断で行われている。法令改正のみに囚われることなく一人親方制度をどのように整備していくべきかといった点なども加味した総合的な検討が求められていると考えている。【日建連・全建・労研】
- 建設事業者の措置義務の範囲を拡大させることになる場合には、どのような措置を講じていれば法違反とはならないかなど、具体的な措置義務の内容及び程度等について明確に示す必要がある。【日建連・全建・労研】
- 労働者を対象とした掲示を同一場所で就労する労働者以外の者も対象にした掲示とすることは、従来から行ってきた取組みの延長線上にあるとも考えられるが、従来から労働者を対象に講じてきた措置とは別の措置を新たに義務付けるといった対応は極力避けるべきである。【日建連・全建・労研】

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（保護措置の内容等について）

<現場の実態>

- 化学工業界では、請負に工事を発注するときに、元方事業者は、使用すべき保護具も含めて作業の危険性や必要な措置などの情報を提供するのが通常である。【日化協】
- 保護具については、長期契約の場合は、契約時に具体的な保護具を伝え準備してもらうが、短期や臨時の業者が入ってくる場合は、S社側（元方事業者：発注側）で保護具を用意し、それを使わせるのが通常である。【日化協】
- 請負業者に対しては、化学メーカー側（S社；元方事業者）で工場におけるルールに関する説明を行っている。【日化協】
- 現場管理について、大きな定期修理等では、A社に安全統括管理者がいて、現場全体の安全管理（下請に対する指導や巡視など）を行うのが通常である。【日化協】
- 作業員に対して、適正な保護具を使いなさい、と元方事業者（S社）も1次下請事業者（A社）も注意喚起している。【日化協】
- 放射線発生源の場合、Xm離れろ、と決まっている。元方事業者（S社）が指導している。【日化協】
- 元方事業者（S社）が、安全指示書を工事発注の際に作る。その作業の必要な保護具の一覧も載せている。これを基に、1次下請事業者（A社）が施工に向けて安全の手順書をつくる。オペレーション部門（S社設備運転側）、技術部門（S社の工事担当）、実際に工事を請け負うA社の3者で工事に関する情報をやり取りし、安全対策を作る。【日化協】

意見内容（労働者以外の者に求める事項）

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

（労働者以外の者に求める事項について）

<意見>

- 安衛法第22条は事業者に対して健康障害を防止するための措置義務を課しているが、同法第26条では「労働者は事業者が第22条の規定に基づき講ずる措置に応じて必要な事項を守らなければならない」旨を定めている。また、安衛法第26条に違反した場合には同法第120条により50万円以下の罰金に処せられることになっている。事業者と雇用関係にある労働者でさえ罰則付きの遵守義務が課せられていることを鑑みれば、一人親方や他社の事業主等を保護対象に加えることになる場合には、それらの者が遵守すべき事項についても予め明確に定めておくべきである。【日建連・全建・労研】
- 一人親方や他社の事業主等は自ら安全と健康を確保すべき義務を本来負っているものと考えることが出来るため、安衛法第26条により労働者に義務付けられている遵守義務を下回るようなレベルの対応は行うべきではない。【日建連・全建・労研】
- 事業者である一人親方や中小事業主に対しても、石綿除去作業に従事した記録を法律上の保管期間として定義し、自己の作業における安全配慮に関し整備すべきである。【住団連】

<現場の実態>

- S社（元方事業者）は、化学プラントにおける（有害物質の漏洩などのリスクのある）危険箇所は、関係者以外立ち入り禁止にしている。立ち入り禁止区域外でも、各エリアで必要な保護具などを指定し、エリア管理を実施している。【日化協】
- 弁当の配達、郵便などの業者に対し、動線を管理し、危険な作業現場を通らせない。それでもヘルメットと安全靴等は使用させる。【日化協】
- 見学者は、基本的に安全なところしか入れない。必要な保護具の着用は実施する。【日化協】

2 有害性の警告表示の義務付け等

<意見>

- 最高裁判決を踏まえ、石綿に係る有害性の警告表示の内容について見直しが求められていることは理解できるため、当面は、石綿則第34条に規定する掲示内容に関する検討を優先的に行うべきである。【日建連・全建・労研】
- 石綿以外の発がん物質等に関しては、有機溶剤、特別管理物質、粉じん等性状の異なる様々な物質が多数該当してくることから、石綿に係る有害性の警告表示の見直しが行われた後、その履行状況等も踏まえた上で、個々の物質ごとに見直しの必要性や内容等について検討していくことが望ましいと考えている。【日建連・全建・労研】
- 現場全体を統括している元方事業者が全ての義務を負う形は避けて欲しい。【住団連】
- 解体工事では3次、4次下請けという場合も多い。従って単純に事業者責任とすると現場に何枚も同じような警告表示が必要となり現実的ではない。【住団連】
- 掲示について見直すのはいいが、本当に掲示するだけで情報が伝わるのか疑問。見慣れてしまう。もっと確実に伝える方法についても検討が必要ではないか。【日化協】

<現場の実態>

- 毎朝礼で、取り扱う化学物質に対する危険性とそれに対する対策を伝えている。【日化協】
- 有害物質の被液が起これるとこのような皮膚障害が起これる、とトイレ等に写真などを掲示し注意喚起することもある。【日化協】

意見内容（集じん機付き電動工具）

3 集じん機付き電動工具の使用義務付け関係

<意見>

- 集じん機付き電動工具の使用義務付けについて最高裁では判断を示していないが、建設アスベスト訴訟における主な争点の一つであったことから、必要性の有無等に関する検討を行うこと自体に異論はない。ただし、検討を始める前に、集じん機付き電動工具の集じん性能等に関する実態調査や調査研究を行う必要があるものと考えている。【日建連・全建・労研】
- 検討を行う際には、集じん機付き電動工具の所有・使用状況にはバラツキが認められるため、建設現場における作業実態を十分に踏まえる必要がある。【日建連・全建・労研】
- 粉じんの飛散防止方策は集じん機付き電動工具を用いる事だけではない。この方法に固定してわざわざ取り得る方策の範囲や今後の技術開発の可能性を狭める必要はない。【住団連】
- 化学プラントでは、エリアによっては防爆対応が必要となるので、電動工具を義務付けられると対応できないエリアが生じる懸念がある。【日化協】

意見内容（その他）

4 その他

<意見>

- 労働者の話になるが、現在、労災適用となった場合、最後の勤め先の労災保険を使用する事が多い。作業内容や就業期間などが明確な場合は影響が一番大きいと思われる現場での勤め先の労災保険を使用するべき。【住団連】